

「約款・規定集(法人のお客さま用)」の新旧対照表

2023年3月

2023年4月1日を効力発生日として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
個人情報の保護に関する基本方針	
<p>4.個人データの共同利用 当社は、以下のように個人データを共同して利用することがあります。 4-1 当社グループ内における共同利用 (1)～(4) (省略) <u>(削除)</u></p>	<p>4.個人データの共同利用 当社は、以下のように個人データを共同して利用することができます。 4-1 当社グループ内における共同利用 (1)～(4) (省略) 4-2 シティグループ証券株式会社との共同利用 <u>(1)共同して利用される個人データの項目(個人番号を除く)</u> <u>・氏名、住所、生年月日、職業等、お客さまに関する情報</u> <u>(2)共同して利用する者の範囲</u> <u>・当社およびシティグループ証券株式会社</u> <u>(3)利用する者の利用目的</u> <u>・当社とシティグループ証券株式会社が契約に基づき協働することで、法人等のお客さまの資産運用等のニーズに即した最良・最適な商品・サービスを総合的に案内・提供するため</u> <u>・当社の経営管理・内部管理を行うため</u> <u>(4)共同して利用する個人データの管理について責任を有する者の名称、住所および代表者氏名</u> <u>SMB C日興証券株式会社</u> <u>住所および代表者氏名は、ホームページ上の「会社概要」にて案内しております。</u> <u>(https://www.smbcnikko.co.jp/company/info/profile/index.html)</u></p>
<p>4-2 株式会社お金のデザインとの共同利用 (1)～(4) (省略)</p>	<p>4-3 株式会社お金のデザインとの共同利用 (1)～(4) (省略)</p>
<p>7.個人情報等を取得する際の利用目的の通知・公表・明示 当社は、個人情報等の利用目的を、ホームページ上に掲載し、また全国の支店の窓口に掲示・備え置く等の方法で公表します。 当社は、個人情報等を取得したときは、あらかじめその利用目的を公表しているときを除き、速やかにその利用目的をご本人に通知します。 当社は、ご本人から直接書面に記載されたご本人の個人情報等を取得するときは、あらかじめその利用目的を明示します。特に信用取引または保護預り有価証券の担保貸付を行うに際して個人情報を取得するときには、利用目的についてご本人の同意を得るよう努めます。</p>	<p>7.個人情報等を取得する際の利用目的の通知・公表・明示 当社は、個人情報等の利用目的を、ホームページ上に掲載し、また全国の支店の窓口に掲示・備え置く等の方法で公表します。 当社は、個人情報等を取得したときは、あらかじめその利用目的を公表しているときを除き、速やかにその利用目的をご本人に通知します。 当社は、ご本人から直接書面に記載されたご本人の個人情報等を取得するときは、あらかじめその利用目的を明示します。特に信用取引、発行日決済取引または保護預り有価証券の担保貸付を行うに際して個人情報を取得するときには、利用目的についてご本人の同意を得るよう努めます。</p>
<p>16.この基本方針の見直しと改定 当社は、この基本方針の内容を隨時見直し、関係法令等の改正または情報技術環境の変化等の状況に応じて改定することがあります。 改定後の基本方針はホームページ上に掲載し、また全国の支店の窓口に掲示・備え置く等の方法で公表します。 (注) 最新の「個人情報の保護に関する基本方針」は、https://www.smbcnikko.co.jp/hogo/index.htmlでご確認いただけます。 スマートフォン用アクセスページはこちら→ https://www.smbcnikko.co.jp/mobile/hogo/index.html</p>	<p>16.この基本方針の見直しと改定 当社は、この基本方針の内容を隨時見直し、関係法令等の改正または情報技術環境の変化等の状況に応じて改定することがあります。 改定後の基本方針はホームページ上に掲載し、また全国の支店の窓口に掲示・備え置く等の方法で公表します。 <u>(新設)</u></p>
<p>2023年4月1日更新</p>	<p>2022年4月1日更新</p>

【新設】つみたてプラン約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）がSMBC日興証券株式会社（以下「当社」といいます。）と契約する、投資信託の定期定額買付プラン（以下「つみたてプラン」といいます。）に関する取決めです。

2 申込者はこの約款を承認し、当社との間でつみたてプランに関する契約（以下「この契約」といいます。）を締結します。

3 申込者は、この契約の内容を十分把握し、申込者の判断と責任において、つみたてプランに係る取引を行うものとします。

(申込方法)

第2条 申込者は、当社所定の方法により、当社につみたてプランを申込み、当社が承諾した場合に限りつみたてプランを利用することができます。

(払込方法の指定)

第3条 申込者は、つみたてプランに係る金銭の払込方法として、当社が指定する収納代行会社を通じた申込者と判断できる名義の預貯金口座からの自動引落を指定することができるものとします。

2 申込者は、つみたてプランに係る預貯金口座からの自動引落を行う日（以下「引落日」といいます。）を、毎月26日（休業日の場合は翌営業日）のみとします。

(買付する投資信託の指定)

第4条 つみたてプランにおいて買付ができる投資信託は、当社が定める投資信託（以下「対象投資信託」といいます。）とします。

2 申込者は対象投資信託の中から買付する投資信託を指定するものとします（以下、指定した買付する投資信託を「指定投資信託」といいます。）。

3 当社は、指定投資信託に係る目論見書の交付について、法令諸規則に従い書面に代えて電磁的方法により行うことができるものとします。なお、電磁的方法により目論見書を交付する場合は、申込者が電子交付サービス（投資信託目論見書）の利用申込をしている場合に限ります。

(金銭の払込)

第5条 申込者は、指定投資信託の買付に充てるため、毎月、あらかじめ申込者が当社所定の手続により申し出た一定の金額（以下「払込金」といいます。）を当社における取引口座へ払込むものとします。

2 払込金は、1,000円以上1,000円単位の金額とします。

3 前2項の払込により生じた預り金については、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。

(指定投資信託の買付)

第6条 当社は、申込者の払込によって生じた預り金をもって、当該指定投資信託の買付を行うこととします。

2 前項の買付は、原則として引落日の6営業日後の日に買付の申込があったものとして取扱います。

なお、買付の申込を行う日が当該指定投資信託の休業日に当たる場合は、翌営業日以降最初に買付が可能となった日に買付を行うものとします。また、投資信託委託会社が当該指定投資信託の買付の申込の受付を中止または取消した場合には、原則として翌営業日以降最初に買付が可能となった日に買付を行うものとします。

3 当社は、指定投資信託の買付に際し、当社が定める手数料に消費税相当額を加えた額の金銭を当該指定投資信託にかかる払込金の中から申し受けます。

(指定投資信託の買付に係る手数料)

第7条 指定投資信託の買付に係る手数料は、買付価額に1.10%（税抜1.0%）を乗じて得た金額とします。ただし、買付に係る手数料を無料と定めている投資信託を除きます。

(取引および残高の通知)

第8条 当社は、指定投資信託の取引の都度、取引報告書により取引明細を申込者に通知するものとします。また、3ヵ月に1回以上、取引残高報告書により指定投資信託ごとの取引明細および残高を申込者に通知するものとします。

(指定内容の変更)

第9条 申込者は、当社所定の手続により、原則いつでも指定投資信託、払込金の額の変更を申込むことができます。

2 当社は、変更申込を受付後、手続期間等を考慮のうえ当社が定めた時期からつみたてプランの指定内容を変更します。

(対象投資信託の除外)

第10条 対象投資信託が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該投資信託を対象投資信託から除外することができるものとします。なお、この場合、当社は当該対象投資信託を指定投資信託としている申込者に遅滞なく通知するものとします。

(1)当該対象投資信託が償還されることとなった場合もしくは償還された場合

(2)その他当社が必要と認める場合

2 申込者の指定投資信託が前項により対象投資信託から除外された場合、当社は申込者の払込金について、当該指定投資信託に係る払込金を含まない額に変更されたものとして取扱います。

(自動引落の停止)

第11条 当社は、当社所定の手続により申込者が自動引落を行う預貯金口座の変更を申込んだときは、申込者に通知するこ

となく、つみたてプランに係る預貯金口座からの自動引落を停止するものとします。

2 当社は、前項の自動引落の停止により申込者に生じた損害等については、その責めを負わないものとします。

(自動引落の再開)

第12条 当社は、前条第1項により停止した自動引落について、引落を行う預貯金口座の変更手続が完了した場合に再開するものとします。

(契約の解除)

第13条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解除されるものとします。

(1)申込者が当社所定の手続によりこの契約の解除を申し出た場合

(2)払込金が3回連続して払込まれなかつた場合

ただし、第11条第1項により自動引落を停止している場合は除きます。

(3)申込者の指定投資信託の全てが第10条により対象投資信託から除外された場合

(4)やむを得ない事由により、当社がこの契約の解除を申し出た場合

(その他)

第14条 第8条および第10条の規定に従い、申込者に対し当社よりなされた諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかつた場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

(他の規定、約款の適用)

第15条 この約款に定めのない事項については、当社の証券取引約款等により取扱います。

(約款の変更)

第16条 この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。

以上

2022年7月19日制定

2023年4月1日改訂

【法人のお客さま用】 一部表記の形式的な変更に関するお知らせ

2023年3月

2023年4月1日付で、「約款・規定集（法人のお客さま用）」掲載の約款等における表記の統一等のために、下表に記載する一部表記を形式的に変更する改訂を行います。改訂箇所について、実質的な内容の変更はありません。

改訂後の「約款・規定集」につきましては、2023年4月1日付で当社HP (<https://www.smbcnikko.co.jp/service/account/yakkan/index.html>) に掲載予定です。スマートフォン用アクセスページはこちら→ 

<変更後>	<変更前>	「約款・規定集（法人のお客さま用）」の主な該当箇所
お客さま	お客様	・「証券取引約款」第1章 第1条、第2条ほか、この約款・規定集（今回から掲載する「つみたてプラン約款」を含み、「最良執行方針」を除く）全般
できない、できません	出来ない、出来ません	・「証券取引約款」第8章 第78条(8)、第80条(7)
直ちに	ただちに	・「証券取引約款」第6章 第58条(7) ・「外国為替取引約款」第9条 ・「ニッコウ・マニー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資約款」2(2)

※今後順次、表記の統一等のために、「約款・規定集（法人のお客さま用）」に含まれる各約款・規定の一部表記を形式的に変更する改訂を行っていきますので、ご了承ください。

【新設】

国内外貨建債券償還代金・利金の支払代理受領事務に關しご留意いただく事項

お客さまへのお支払い時期

当社は証券取引約款第85条の2（国内外貨建債券に関する権利の処理）に基づき、当社保護預りの国内外貨建債券の償還代金・利金をお支払い致します。原則として、「外国証券償還代金・利金・分配金の支払代理受領事務に關しご留意いただく事項(3)お客さまへのお支払い時期」に準じて、発行要項等に記載の支払日の翌国内銀行営業日に、お客さまにお支払い致します。

また、当該支払日が発行要項等に規定されている国・都市の銀行休業日に当たる場合は、償還代金・利金の支払日は一般には翌銀行営業日になりますので、国内でのお客さまへのお支払いもそれに準じて変更されます。

以上

2023年4月1日制定